

審査庁：豊橋市長

諮問日：令和 6 年 4 月 8 日（諮問第135号）

答申日：令和 8 年 7 月17日（答申第120号）

事件名：多目的屋内施設関連市場調査の成果物に関する件

答 申 書

第 1 審査会の結論

豊橋市長（以下、本審査請求との関係においては、「処分庁」又は「審査庁」という。）が行った、公文書一部公開決定は、妥当である。

第 2 事案の経緯

1 本件審査請求について

- (1) 審査請求人は、令和 4 年 8 月24日付けで、処分庁に対し、「「多目的屋内施設関連市場調査（予算上は「多目的屋内施設検討調査委託料）」に関する以下一切の文書・記録（※メールなど電磁的記録を含む） ・委託事業者から提出された成果物の全て ・委託事業者への検収・支払いに関する一切の文書・記録（費用明細なども含む）」を対象として、公文書公開請求を行った。
- (2) 処分庁は、「多目的屋内施設関連市場調査 中間報告書」「多目的屋内施設関連市場調査 報告書」「第 1 回～第 8 回及び web 打合議事録」「請求書や支出命令書等の支払関係書類」を対象文書として特定し（以下、これらの文書を「本件対象文書」という。）、令和 4 年 9 月 7 日付けで、公文書一部公開決定（以下「原々処分」という。）を行った。原々処分では、本件対象文書のうち、「多目的屋内施設関連市場調査 中間報告書」「多目的屋内施設関連市場調査 報告書」を全部公開し、「第 1 回～第 8 回及び web 打合議事録」「請

求書や支出命令書等の支払関係書類」を一部非公開とした。

- (3) 審査請求人は、令和4年12月6日、原々処分を不服として、審査庁に対し、審査請求を行った。本審査会は、令和5年11月24日、本審査会答申第101号で、原々処分で非公開とした部分のうち、一部については妥当であるが、それ以外の部分は公開すべきであると判断した。
- (4) 審査庁は、令和5年12月11日、本審査会の答申を受け、原々処分の一部を取り消す旨の裁決を行った。処分庁は、裁決を受け、令和6年2月19日、再度、公文書一部公開決定処分（以下「原処分」という。）を行った。処分庁は、原処分においても本件対象文書を対象文書として特定し、原々処分で公開した部分に加え、原々処分で非公開とした部分のうち本審査会答申第101号で公開すべきと判断された部分を公開した。
- (5) 審査請求人は、令和6年3月12日、原処分を不服として、審査庁に対し、審査請求を行った。

2 住民訴訟について

- (1) 多目的屋内施設関連市場調査委託契約については、市の住民が、令和5年4月29日、成果物である調査報告書の内容が仕様書の要求事項を満たしておらず、受託者である株式会社日本総合研究所（以下「日本総研」という。）に債務不履行があるとして、豊橋市長に対し、日本総研に債務不履行に基づく損害賠償請求をするよう求める住民訴訟を提起した。
- (2) 原告は、同訴訟において、甲第4号証として、多目的屋内施設関連市場調査報告書を裁判所に提出し、支出予測を行う際の管理運営費試算手順が誤っていることから、仕様書の要求事項を満たしていないと主張した。
- (3) 補助参加人である日本総研は、同訴訟係属中の令和6年3月7日、丙第1号証として、多目的屋内施設関連市場調査報告書を、裁判所に提出した。甲第4号証と丙第1号証は、名称が同じであり、内容も一部共通しているが、内容が異なる部分が存在するものであった。原告の主張との関係では、支出

予測の根拠に用いる他自治体の施設について、甲第4号証と丙第1号証とは異なる施設が記載されている、丙第1号証では管理運営費試算手順が掲載されていないが甲第4号証では支出の算出のために用いられている等の違いがあった。日本総研は、丙第1号証が、多目的屋内施設関連市場調査委託契約の成果物であると主張した。

(4) 被告である豊橋市長は、甲第4号証が成果物であるとの主張を維持しつつ、丙第1号証について、PFI－BTO方式で事業化されている他都市の事例を用いて収支予測することとし、日本総研が市に丙第1号証を提出した後に、施設の差替えや管理運営費試算手順について報告書を修正するよう指示したのは市であるから、日本総研には債務不履行はないと主張した。

(5) 裁判所は、住民訴訟の第一審判決において、原被告間においては、甲第4号証が成果物であることに争いはないので、甲第4号証が成果物であることを前提に判断するとした。そして、甲第4号証における支出の推計方法には合理性に疑問があるが、丙第1号証には支出の推計過程に不合理な点はなく、市の主導のもと、いったん提出された丙第1号証の内容を、市の検討に従って修正する形で作成されたものであるという甲第4号証の作成経緯をみると、甲第4号証の内容に合理性を欠く点があるとしても、日本総研が市に対して委託の本旨に反する債務の履行をしたものとはいえず、日本総研に債務不履行があるということとはできないと判示した。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号。以下「条例」という。）

第5条の規定に基づく公開請求に対し、令和6年2月19日付け5豊多整第107号により処分庁が行った公文書一部公開決定について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

- (1) 審査請求人の主張は、令和6年3月12日付け審査請求書、令和6年4月3日付け反論書の内容を要約すれば、おおむね次のとおりである。
- (2) 住民訴訟において、日本総研が丙第1号証を、裁判所に提出した。審査請求人は、公文書公開請求書において、「委託事業者から提出された成果物の全て」を公開するよう求めたにも関わらず、原々処分及び原処分において、丙第1号証は、存在すら示されていない。
- (3) 処分庁は、弁明書において、住民訴訟が継続していることを理由に、条例第8条に該当する旨を主張する。しかし、公文書公開請求や原々処分は、いずれも住民訴訟提起前に行われているから、処分庁の主張は失当である。
- (4) また、処分庁は、公文書公開請求から原処分に至るまで、条例第8条について言及したことは一切ない。それどころか、原々処分に対する審査請求に係る弁明書では、本件対象文書以外に対象文書は存在しない旨を主張している。丙第1号証が成果物であるという日本総研の主張が事実であれば、この主張は虚偽ということになる。
- (5) 以上から、豊橋市の隠蔽体質が疑われ、本件対象文書以外の対象文書が存在することを疑うのは、当然である。よって、原処分は取り消されるべきである。

第4 処分庁の説明の要旨

1 対象文書の特定について

- (1) 本件対象文書以外に、多目的屋内施設関連市場調査報告書が存在するかについては、係争中の住民訴訟に関係する事実である。係属中の訴訟に関する事実、訴訟期日において当事者が主張立証すべき事項であり、その存否が情報公開手続や審査請求手続において明らかになると、訴訟当事者である市の地位を不当に害するおそれがある。そのため、条例第8条に該当するから、存否については応答しない。

- (2) 本件対象文書以外に、多目的屋内施設関連市場調査報告書以外の文書が存在するかについては、住民訴訟において日本総研が丙第1号証を提出したという事実から、それらの文書が存在する事実を直ちに推認させるわけではない。

2 結論

以上のとおり、対象文書の特定に誤りはない。したがって、原処分を維持することが妥当である。

第5 調査審議の経過

本審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年4月8日 諮問書の受付
- ② 同日 審査庁から諮問書の添付文書を収受
- ③ 令和8年6月29日 審議

第6 審査会の判断の理由

1 対象文書の特定について

- (1) 審査請求人は、日本総研が住民訴訟において丙第1号証を裁判所に提出したにも関わらず、審査請求人が公文書公開請求書において「委託事業者から提出された成果物の全て」を公開するよう求めた際には、丙第1号証の存在すら示されなかったことから、処分庁は本件対象文書以外にも対象文書を保有していると考えられる旨を主張する。そこで、審査請求人が主張する「住民訴訟において日本総研が丙第1号証を提出したという事実」が、「原処分で公開された本件対象文書以外の対象文書を原処分時に実施機関が保有していたという事実」を推認させるかについて検討する。
- (2) 処分庁の説明によると、日本総研が丙第1号証を市に提出した後も、市の担当者と日本総研の担当者との間で報告書の修正が継続して行われ、報告

書のデータに修正を重ねた結果、甲第4号証が完成したとのことである。住民訴訟の第一審判決において、甲第4号証が成果物であることを前提に判断がなされていることを踏まえると、この処分庁の説明に不自然な点や不合理な点はない。

(3) 処分庁が説明する事実を前提とすると、丙第1号証は、多目的屋内施設関連市場調査委託契約における成果物であるとまではいえない。また、甲第4号証完成時点において、市が丙第1号証を、公文書として保有していたとまではいえない。したがって、本件事案においては、住民訴訟において日本総研が丙第1号証を提出したからといって、原処分で公開された本件対象文書以外の対象文書を原処分時に処分庁が保有していたという事実が推認されるとまでは認められない。

(4) 他に、本件対象文書以外に対象文書が存在することを伺わせる事情は認められないから、処分庁が、本件対象文書以外の対象文書を原処分時に保有していたとは認められない。したがって、処分庁が、原処分において、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

(5) なお、処分庁は、条例第8条を理由に、原処分で公開された本件対象文書以外の対象文書を原処分時に実施機関が保有していたかを回答しないと主張している。しかし、処分庁は、住民訴訟提起後に行った原処分において、公文書一部公開決定を行っており、当該決定は、公文書の存否を前提とする処分であるから、条例第8条に関する処分庁の主張は、失当である。

2 結論

以上のことから、原処分については、対象文書の特定に誤りがあるとは認められないから、原処分は妥当である。

(第1部会)

委員（会長） 松村享

委員 植村恭介

委員 見目喜重